



Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.
ワシントン日本商工会会報

4月号 2025年 No. 571

目次

- 会員紹介コーナー 2
- 新会員紹介コーナー 3
- 日本からの「国外転出者への案内書」 5
- 広告募集のご案内 7
- 米国での生活と移民法
第85回「移民法最新情報:外国人登録義務の厳格化について」
米国移民法弁護士 石田 砂織 8
- ワシントン月報(第208回)「日米製鉄企業の合併と米国安全保障の問題」
米国特許弁護士 服部 健一 13
- 今月の書評「パーティー・オブ・ザ・ピープル」
ポトマック・アソシエーツ 池原 麻里子 17
- English Rescue by Jennifer
「Language and Culture」 19
- 編集後記 21

JCAW Copyright © 2025 All Rights Reserved.
 会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

今月の特集

「会員・新会員紹介コーナー」

理事会社で、先日新しいオフィスをオープンされたばかりのサントリーさまよりご寄稿頂きました。新会員のご紹介だけでなく、今後も既存会員の活動内容などをお届けして参ります。P.2 ~



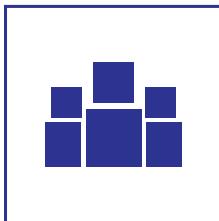
連載

「米国での生活と移民法」

今月から国土安全保障省により新たな規則が施行され、外国人登録義務が厳格化されたそうです。免除不該当のビザをお持ちの方や、対象年齢のお子様がおられる方など、手順や注意点などをぜひ参考にしていただければと思います。P.8~

「ワシントン月報:日米製鉄企業の合併と米国安全保障の問題」

今月は、とある日米製鉄会社が抱えるタイムリーな話題に関してご執筆いただきました。今後の行方が大変気になるところです。P.13~



会員紹介コーナー

今月は理事会社のSuntory Americas Inc.さまより、国際情勢が目まぐるしく変化する中で「インテリジェンス」機能を担うワシントンDCオフィスの活動なども含めて、その事業活動を紹介頂きました。会員間の親睦を深めるため、今後も、新規、並びに既存会員の皆様のご紹介を続けていきたいと思います。皆様からの寄稿もお待ちしております。お気軽に事務局(office@jcaw.org)までご連絡ください！

SUNTORY

法人名 : Suntory Americas Inc. ワシントン事務所

代表者 : 清水 梨江子

TEL 800 Connecticut Ave NW, Suite 1001, Washington DC 20006

E-MAIL www.suntory.com/



サントリーホールディングス(株)は、1899年に大阪で創業され、「人間の生命の輝き」をめざして、ものづくりに取り組む食品酒類総合企業です。2024年度(酒税込み、2024年12月期)連結売上収益は3.4兆円、グループ会社は265社、約4万人の従業員を雇用しています。

ここワシントン事務所は、2023年1月に発足したサントリーホールディングス(株)インテリジェンス推進本部の海外チームの一員として、同年4月から活動を開始しました。国際情勢が目まぐるしく変化する中、当地で米連邦政府や連邦議会関係者、シンクタンク、コンサルタント等と緊密な関係を構築し、サントリーグループの中長期的な経営判断に資するような地政学情勢、米国政治・経済情勢に関わる最新情報を収集・分析するという「インテリジェンス」機能を担っています。



サントリーは、2014年にバーボンウイスキー「ジムビーム」や「メーカーズマーク」等のブランドを抱える米蒸留酒Beam社(現Suntory Global Spirits)を買収しました。以来、同社を通じてバーボンのみならず、ジャパニーズウイスキーの「山崎」や「響」、「ROKU<六>」(ジン)、「HAKU<白>」(ウォッカ)等のプレミアム製品を販売すると共に、最近では缶チューハイ「-196」を展開するなど、米国での事業を拡大しています。

今後も、豊かな生活文化の創造に貢献できるよう、チャレンジ精神あふれる挑戦を続けてまいります。



新会員紹介コーナー

新規会員の自己紹介ページです。今月は企業会員から紹介文をいただきました。なお、既存会員による自己紹介機会もございますので、お気軽に事務局（office@jcaw.org）までご連絡下さい。

企業名: Tokyo Electron U.S. Holdings, Inc.

責任者: 加賀谷 宗仁



責任者 加賀谷 宗仁



601 13th Street NW, 12th Floor, Washington, DC 20005



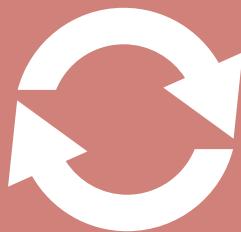
202-213-0857



www.tel.co.jp/

従業員数	18,236 (連結) 人
他の営業拠点	Texas, NY, Oregon, Minnesota, Arizona, New Mexico, Idaho, California, Utah, Virginia など
業務内容	東京エレクトロンは、半導体製造装置の開発、製造・販売、技術サポートを通して、半導体の技術革新と夢のある社会の発展に貢献しております。また、米国では1994年より活動を行っており、テキサス、ニューヨーク、ミネソタ等の11州に20拠点を展開しております。ワシントンDCオフィスでは、米国政治・政策動向に関する情報収集および米国政府・議会・その他のステークホルダーの皆様とのコミュニケーションやアドボカシー活動を行っております。
入会動機	ワシントンDCのビジネスコミュニティおよび日本大使館の皆様とのネットワークを強化させていただきたく、入会致しました。

登録情報の ご確認、更新をお忘れなく



法人会員、個人会員ともにご登録情報（会員名、電話番号、メールアドレスなど）にご変更がある場合は、お気軽に事務局までメール（office@jcaw.org）にてご連絡ください。

会報やその他の情報がタイムリーにお手元に届きますよう、登録情報の更新にご協力ください！

JCAW

Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.



YAMATO
TRANSPORT
U.S.A.

INTERNATIONAL
MOVING SERVICE



お荷物の多い方！時間のない方！面倒なお引越しは全てまかせてら～くらく！



らくらく海外パック



ベーシックプラン

定形の箱に入るお荷物だけ
ご自身で梱包をして節約!
すぐに必要ではない
お荷物は船便で割安に



单身プランSea

定形の箱に入るお荷物だけ
ご自身で梱包をされる方
必要な荷物を
最短の所要日数でお届け



单身プランAir

各サービスの詳細はウェブサイトにてご覧いただけます /

www.yamatoamerica.com/cs/



フリーダイヤル 5 4 5 6 5 8
1-866-5.KIKOKU

日本以外の世界中へのお引越し・米国内のお引越しも！

米国ヤマト運輸 ワシントンDC支店
22930 Quicksilver Drive, Unit 115
Dulles VA, 20166
Phone: (703) 661-3501
Email: wasoperat@yamatoamerica.com



**iiicareer
インテレッセ DC支店**

地域密着で25年の信頼と実績

「人・仕事・地域社会」をつなぐ架け橋に
お客様一人ひとりに寄り添い、
信頼できるパートナーとしてサポート。

Interesse DCオフィスは、皆様おかげで25年を迎えました！日英バイリンガル人材の派遣・紹介を通じてWashington, DC地域の特性やニーズを理解し、きめ細やかなサービスを提供します。

当社の強み

- バイリンガル人材のニーズに特化
- 地域密着で安心のサービス
- 政府機関から民間企業まで幅広く対応

提供サービス

- iiicareer事業：人材紹介・派遣、雇用代行サービス
- iiiHR事業：人事コンサルティング、人事情報管理クラウドサービス、各種調査業務
- iii-Media事業：地域情報満載の「さくら新聞」の発行

interesse international inc. DC支店までお気軽にご相談ください！

Email: dc@iiicareer.com Tel: 571-384-7117
1717 K Street NW Suite 900, Washington, DC 20006

いよいよ海外赴任！

転出届を提出したら

あとはこの3つ！

TM パスパくん

① 在留届の提出

3か月以上国外に滞在する場合、在留届の提出が義務です！
滞在中、安全に関する情報を受け取ることができます。

[出国90日前からオンラインで提出できます→](#)



② 在外選挙人名簿への登録

国外からも衆議院・参議院の国政選挙に投票できます！
出国前に「[出国時申請](#)」を行い、出国後に現地の日本大使館・総領事館から「在外選挙人証」を受け取ります。



③ マイナンバーカード

出国前に「[国外継続利用申請](#)」を行うことで、国外でもお手持ちのマイナンバーカードを引き続き利用できます！



滞在先では、パスポートの
盗難・紛失にご注意を！

在留届

現地での住所や電話番号が決まっていなくても、
90日前からオンラインで提出できます。



ゴルゴ13×外務省
中堅・中小企業
海外安全対策マニュアル

© さいとう・たかを



—— 在留届を提出していると、こんなに安心 ——

■ 現地の日本大使館・総領事館から領事メールが届きます

現地の危険情報、スト情報、災害情報などの安全情報
を始めとする滞在に不可欠な情報が配信されます。



パスポくん

■ 緊急時にあなたの安否を確認します

滞在先の国・地域で緊急事態が発生した場合に、
現地の日本大使館・総領事館は、在留届に登録された情報を用いて、安否確認や日本の留守宅への連絡を行います。

ここからアクセスしてね！

外務省
オンライン在留届



<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

在外選挙人名簿への登録（出国時申請）

<申請できる方>

国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方
(転出予定日までに当該最終住所地に3か月以上居住している方に限る。)



めいすいくん

<申請できる期間>

転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日まで

STEP 1

最終住所地の市区町村の選挙
管理委員会に対し、本人確認
書類（パスポート・マイナン
バーカード・運転免許証な
ど）を提示して、在外選挙人
名簿への登録を申請する。

STEP 2

在留届を提出する。
※ 出国前に現地での住所が
決まっていない方は、現
地での住所が決まり次第、
在留届の住所欄のアップ
デートをお願いします。

STEP 3

出国後、現地の日本大使館・
総領事館から連絡を受けたら、
窓口又は郵送（ご自身で選択
できます。）で在外選挙人証
を受け取る。

※ 出国後に日本大使館・総領事館で在外選挙人名簿への登録を申請することもできます。

マイナンバーカード（国外継続利用申請）

<申請できる方>

国外への転出を予定しており、転出前に有効なマイナンバーカードをお持ちの方

<申請できる期間>

転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日の前日まで



マイナちゃん

※出国後に日本大使館・総領事館で新たに国外転出者向けマイナンバーカードを申請することもできます。

広告募集のご案内

JCAW会報に広告を掲載しませんか？



JCAWは、ワシントンDCにおける日本人コミュニティの重要な情報発信元であり、商工会議所として地域社会において重要な役割を果たしています。

そんなJCAWの会報を通じて、貴社の広告や宣伝を効果的に発信しませんか？

会報の広告にはリンクを設定でき、クリック一つで貴社のウェブサイトやEメールアドレスにアクセス可能です。さらに、年間契約でお得なプランもご用意しております。

詳細は、ぜひJCAW事務局までお問い合わせください。

料金体系（2025年1月からのレート）

広告掲載先	サイズ	商工会員		非会員	
		月料金	年料金	月料金	年料金
会報※	1/4ページ	\$60	\$550	\$90	\$790
	1/2ページ	\$120	\$1,090	\$150	\$1,340
	1ページ	\$240	\$2,180	\$290	\$2,620

* 会報広告 原稿制作費は当広告掲載料金に含まれません。原稿は広告主様にて手配願います。
1年（1月～12月）契約で1回割り引きとなります。（会報は年10回発行）

お問い合わせ先

Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.
1819 L Street N.W., Suite 410, Washington, D.C. 20036

TEL: 202-463-3947 FAX: 202-463-3948

Email: office@jcaw.org URL: www.jcaw.org

米国での生活と移民法

第85回「移民法最新情報：外国人登録義務の厳格化について¹」

米国移民法弁護士 石田 砂織

4月11日より、アメリカに滞在する外国人は、国土安全保障省(DHS)への登録、指紋の採取、および身元調査を受けることが義務付けられました。登録義務のある外国人がこれを怠った場合、罰金や刑事罰を含む重大な処罰を受ける可能性があります。そこで今回は、この外国人登録義務に関するお話しします。

<外国人登録義務と新規登録制度の導入>

米国移民帰化法(Immigration and Naturalization Act (INA))のもと、米国のビザ申請時や入国時に指紋採取を受けておらず、米国に30日以上滞在する外国人は、登録と指紋採取の申請を行う事が義務付けられています²。また、14歳未満の外国人については、その親または法定後見人が登録を行う責任を負います。さらに、14歳の誕生日を迎えた時点で、すでに登録済みの外国人は、再登録および指紋採取の申請を30日以内に行う必要があります。

トランプ大統領が1月20日に発令した「アメリカ国民を侵略からの保護(Protecting the American People Against Invasion)」と題された大統領令では、DHSに対して国務省および司法省と連携しながら、外国人が上記の登録義務について認識し、法令を順守するよう徹底させる措置を講じること、そして登録義務の不履行を民事および刑事の執行上の優先事項として扱うことを命じています。これを受け、DHSは新たな登録制度に関する規則を3月7日に公表、4月11日から施行となりました。

<登録の手順>

登録は原則として該当する外国人本人が登録を行う必要があります。ただし、14歳未満の場合は、その親または法定後見人が代わりに登録を行わなければなりません。登録手続きは主に以下の5つのステップで構成されます。

1. myUSCISシステムでのアカウント作成

外国人本人がDHSの[myUSCISシステム](#)でアカウントを作成します。(アカウントの作成方法は、[こちらのビデオ](#)をご覧ください。)14歳未満の子供については、親または法定後見人が代わりにアカウントを作成します。

2. G-325Rフォームの入力と提出

外国人本人(または14歳未満の場合は親または法定後見人)が、myUSCISのアカウントにアク

1 本文に書かれている情報は、執筆時点のものです。その後の法改正などは反映しておりません。また、本文の内容は具体的な個別事案に関して法的なアドバイスをするものではありません。

2 8 U.S. Code § 1302 - Registration of aliens

セスし、G-325Rフォームをオンラインで記入、提出します。このフォームでは主に、個人情報、連絡先、移民関連情報、住所履歴、米国への最終入国日、現在および予定されている米国内での活動、滞在期間と出国予定日、犯罪歴などを記載します。弁護士がこのフォームを記入・提出することはできません。現時点ではG-325Rフォームの提出は無料ですが、DHSでは指紋サービスに対して30ドルの手数料導入を検討中です。

3. 指紋採取の予約

移民局(USCIS)は、外国人に対して指紋、顔写真、署名の採取を行うため、移民局に出向く予約通知を発行します。移民局の記録上、当該外国人が登録済みであると確認された場合は、その旨通知があり、指紋採取の予約は行われず、新たな登録証明書も発行されません。また、指紋の採取が免除されている外国人、たとえば14歳未満の子供や、陸路で入国情I-94が発行されなかつたビザ免除のカナダ人訪問者などは、G-325Rフォームのオンライン提出が完了した時点で自動的に「外国人登録証明書」が発行されます。これらの対象者については指紋採取の予約は行われません。

4. 指紋情報を基にした審査

採取された指紋を基に、USCISはFBIの犯罪記録を含む背景調査およびセキュリティチェックを実施します。

5. 登録証明書の発行と携帯義務

USCISのシステムにより「外国人登録証明書(Proof of Alien Registration)」が発行され、固有の識別番号が付与されます。外国人本人はmyUSCISアカウントからこの証明書をダウンロードし、印刷する必要があります。この登録証明は18歳以上の外国人が常に所持し、携帯していなければなりません。

<登録義務が免除されている外国人>

現在登録義務が免除されている外国人は、アメリカ滞在期間が30日未満の者とAビザ、またはGビザを持つ外交官及び国際機関の職員及び同家族等です。

<登録義務をすでに満たしていると見なされる外国人>

上記以外の外国人は登録義務の対象となります。アメリカで合法にいる外国人の殆ど既に登録済みとみなされています。すでに登録義務を満たしたと見なされる外国人については、新たな登録手続きを基本的には行う必要はありません。以下の何かを所持している外国人は登録義務を満たしてしているとみなされています³。

- 米国永住権所持者(I-551スタンプまたは グリーンカード)
- 国境通過カード(Border Crossing Card(BCC))
- 労働許可証(Employment Authorization Document (EAD))(期限切れでも可)
- I-94 または I-94W 入出国記録(期限切れでも可)

3 <https://www.uscis.gov/alienregistration>

- 有効かつ未失効のDHS非移民入国スタンプまたは仮釈放スタンプ(パスポート内にあるスタンプ)
- 特定の船員用上陸許可証
- I-862 出頭通知書(Notice to Appear(NTA))
- その他、強制送還・除去手続きに関連して発行された特定の書類

また、以下の申請書を提出した外国人：

- I-485永住権取得申請用紙(I-485プロセスの一環で指紋の指紋採取が済んでいる場合)
- I-590 難民認定のための登録申請
- その他一部の一時的滞在資格の申請

上記のいずれかに該当する場合はすでに登録義務を果たしていると見なされるため、殆どの場合新たに登録を行う必要はありません。結果的に、新規登録義務があるのは、アメリカに不法入国後30日以上滞在している者や、I-94が発行されない陸路でアメリカに来たカナダ人などの一部の外国人に限られています。ただし、以下に注意する必要があります。

<要注意！子供がアメリカ国内で14歳の誕生日を迎えた際の再登録の義務>

通常、14歳未満の子供は、ビザ申請や入国の際の指紋の採取が免除されています。したがって、14歳未満の子供が、入国後アメリカ国内で14歳になった場合は、**14歳の誕生日から30日以内に再登録を行い、指紋採取を申請する必要があります**。これは、14歳未満のときに親によってすでに登録が行われていた場合や、登録の証拠となるI-94を所持している場合でも変わりません。また、子供が永住権所持者の場合は、新しいグリーンカードを申請する必要があります。

<その他、登録義務に従う際の注意点>

1. 登録と合法の移民法上のステータスの違い

登録義務従う事は、アメリカ移民法上のステータスや就労許可を与えるものではありません。むしろ、これは米国移民法の執行を円滑にするための手続きであり、合法的な在留資格を持たない外国人が登録を行った場合、強制送還手続きに移行される可能性があります。

2. 登録を証明する書類を常時携帯

上記にあるよう、18歳以上の外国人は、登録を証明する書類(グリーンカードやI-94のコピー)常時携帯する義務があります。以下が登録の証明となる書類の例です。

- 永住権所持者：グリーンカードの原本を携帯。コピーを保管。
- 非移民ビザ所持者：I-94の携帯。I-94はアメリカに入国するごとに変わるので、必ずその際に[こちらのウェブサイト](#)からダウンロードする習慣をつけましょう。
- 非移民ビザステータスを国内で変更、または延長申請中の場合は、移民局からの申請書受理証明書(Receipt Notice)

- 一定の非移民ビザステータス、または永住権申請中である場合は、労働許可証(Employment Authorization Document (EAD))の原本。

3. 住所変更届の提出義務

アメリカ滞在期間が30日未満の外国人とAビザ、またはGビザを持つ外交官及び国際機関の職員及び帶同家族以外は、登録義務に加え、移民局に住所変更を、変更した日から10日以内にその変更を通知する義務があります。住所変更の届出方法は2通りあります。一つ目は、外国人本人が移民局の[myUSCISシステム](#)のアカウントで提出する方法、二つ目は、移民局より住所変更届となるAR-11用紙を移民局に郵送する方法です。詳しくは[移民局のウェブサイト](#)を参照ください。

また、アメリカ国内でステータス変更や、延長、永住権申請なが、移民局にて審査中である場合は、オンラインで住所変更を行う際に、すべての申請のレシート番号を入力してください。そうしないと、住所変更がそれぞれの申請に適用されない可能性があります。

<罰則>

万が一登録を怠った場合どうなるのでしょうか。DHSは登録を指示されたにもかかわらず従わなかつた人に対して刑法及び移民法上の処罰を科す可能性があると警告しています。

刑法上の影響

登録違反はアメリカ連邦法上の軽犯罪とみなされています。トランプ政権は連邦検察官に対し、移民法関連の違反の起訴を優先事項とするよと指示しています。これにより、移民法の取り締まりの専門機関であるICE(Immigration and Customs Enforcement)や地元警察などの接触をきっかけに、登録を怠ったことに対する刑事訴が行われる可能性があります。同時に、拘留や強制送還につながるおそれもあります。罰則は以下の通りです⁴。

- 登録の不履行
罰金最大 5,000ドル または 最長6か月の禁錮
- 登録証明書の不携帯
罰金最大 5,000ドル または 最長30日の禁錮
- 住所変更を10日以内に届け出なかった場合
罰金最大 200ドル または 最長30日の禁錮

4 下記参照。<https://www.federalregister.gov/documents/2025/03/12/2025-03944/alien-registration-form-and-evidence-of-registration> “An alien’s willful failure or refusal to apply to register or to be fingerprinted is punishable by a fine of up to \$5,000 or imprisonment for up to six months, or both. 8 U.S.C. 1306(a). The same applies to an alien’s parent or legal guardian’s willful failure or refusal to register. *Id.* Any alien or any parent or legal guardian of an alien who files a registration application “containing statements known by him to be false, or who procures or attempts to procure registration of himself or through another person by fraud” is subject to criminal prosecution. 8 U.S.C. 1306(c); see, e.g., 18 U.S.C. 1001, 1546. A conviction for fraudulent registration constitutes a ground of deportability under 8 U.S.C. 1227(a)(3)(B)(i).”

さらに、虚偽の情報で登録を行った場合は、別途犯罪として処罰の対象となり、強制送還の根拠にもなります。

移民法上の影響

ビザや永住権の申請は、アメリカ政府側の裁量が大きいものが多く、過去に、登録や住所変更届、登録を証明する文書を携帯するのを怠ったことが、法令遵守の意識がないとみなされ、将来的にビザや永住権の申請に悪影響を及ぼす恐れがあります。

<今後の行方>

既に、登録義務に関する法律をめぐる合法性、合憲性に関する訴訟が起きています。あいにく4月11日前までに登録義務の差し止め令は出ませんでしたが、今後も連邦裁判所での訴訟が予測され、注目されます。

© 2025 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

石田砂織プロフィール：

アメリカ移民法専門家として約20年の経験を持つ弁護士。バーンズ＆ソーンバーグ法律事務所等を経て独立し、[Ishida Immigration Law PLLC](#)を設立。アメリカでビジネスを営む日系企業を含む様々な法人、個人のクライエントに幅広く移民法のサービスを提供している。ニューヨーク州、ワシントンD.C.にて弁護士資格を持つ。米国移民法弁護士協会(AILA)所属。お問い合わせ、ご相談をご希望の方はcontact@ishidaimmigration.comか(202) 656-8778までご連絡下さい。



Illustration by Emi Kikuchi

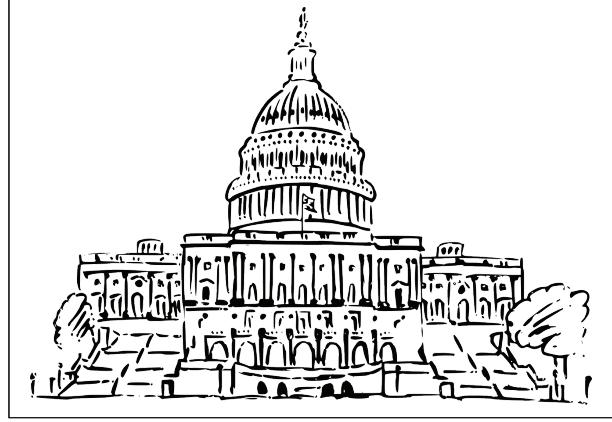
ワシントン月報(第208回) 「日米製鉄企業の合併と米国安全保障の問題」

米国特許弁護士 服部 健一

私は技術屋の特許弁護士なので標題の米国の最近の2つの政策的問題については全くの素人であり、これから述べる以下の私の意見/コメントが正しいか否かの判断能力は全くないので単なる素人の見解としてお読み頂ければ幸いである。

それにしても日本の製鉄N社による斜陽の米国製鉄U社の合併・吸収問題は米国にとって安全保障の問題であると米国大統領が問題視し始めた事は、その昔、U社の特許業務をサポートしていた私にとっては人生とはどこで何がどう繋がるか分からぬという点で、実に摩訶不思議であるという

感が拭えない。その理由は、私が42年前の1983年に通産省の特許庁を辞めてワシントンDCのアメリカの法律事務所に転職した理由の1つは米国の大統領が問題視し始めた事は、その昔、U社の特許業務をサポートしていた私にとっては人生とはどこで何がどう繋がるか分からぬという点で、実に摩訶不思議であるとい



とにかく当時のU社の特許出願は世界をリードする最先端の技術で、内容は非常に難解で、特許出願書類も膨大で日本弁理士先生にとってそれを翻訳して理解して出願手続きを行う事は大変な仕事であったらしい。特に当時の米国大企業は日本の特許/弁理士事務所の仕事の大変さを軽視しており、日本にも出願しておくか、という態度で膨大な出願書類を出願期限の僅か一週間前にポンと日本事務所に送り、大至急日本語に翻訳して日本特許庁へ出願するように司令していたので日本特許事務所の弁理士先生にとっては翻訳どころか技術内容を理解するだけでも大変だったらしい。ところがU社の特許弁護士からするとヨーロッパ各国の代理人は同じように一週間前に送っても語学の問題は全くなく、ちゃんと処理出来るから日本弁理士の大変さは全く理解出来なかったのである。それはヨーロッパの代理人ならフランス語もドイツ語も英語も同様にペラペラだからヨーロッパの国への出願なら翻訳という問題はまず生じないからであろう。

ともあれ、当時のU社の日本弁理士先生は何度も私にインタビューを申し込んで来て、どう補正したら良いか、どういう反論をしたら良いか、どう書類を作成したら良いか必死になって私に意見を求めて来た。そこで私も真摯に対応し、翻訳明細書と英語原文の両方を読んで特許技術を十分に把握した上で合法的範囲内で色々アドバイスしたせいもあってか、U社の日本特許は順調に進み出した

のである。日本の弁理士先生は非常に喜び、仲介していた米国特許弁護士とU社に、私のアドバイスのおかげだ、というような事を伝えていたようであった。

私は当時特許庁で日米特許問題をどう解決していくか、という特別プロジェクトチームの一員でもあったが、いくら特許庁そして弁理士会が米国企業や特許弁護士に日本特許法やプラクティスを詳細に説明しても埒が明かないでの、私が米国法律事務所に転職して、アメリカで直接米国企業の日本特許問題を助け、教育した方が早いのではないか、と考えて1984年に特許庁を退職して米国法律事務所に入ったわけである。そして米国で働くためのH-1ビザを申請した時に、米国移民局は私が米国産業にとって役に立つ人材であると直ちに理解出来たために直ぐに許可したとビザ弁護士が私や法律事務所のパートナー達に説明していた。

こうして日本特許庁を退職して米国法律事務所に入ると、クライアントの多数の米国企業が日本特許問題で苦しんでいたので私はそれらの問題を正当な方法で解決していった。それは、日本にも出願しておくか、という姿勢を改めさせることから始まった。そして、その中の1つの米国企業が今問題になっている製鉄業のU社であり、私はピッツバーグにあるU社を訪れては同社のA特許部長と日本特許問題について討議し、解決していったのである。その中でも、日本語の拒絶理由通知書と先行技術をどのように解釈すべきかが重要な点であった。そのためA部長は、君がアメリカに来てくれたおかげで我が社の特許戦略は実に上手く行き出している、と喜んでいた。しかし、私がアメリカに来てから10年位するとアメリカの技術開発はITやバイオ等へシフトし始め、ドロ臭い製鉄業の人気は落ち始め、U社は日本やドイツの製鉄業に負け始めたのである。アメリカの若い優秀な人材は製鉄業のような基礎産業に行かなくなつたからである。やがてU社のA特許部長はU社を退職することを決意して、ある日、私に電話をかけて来た。

A部長： もしもし、やあケンかい？

私： はいはい、A部長、今日はどの出願の件のお話でしょうか？

A部長： いや、実は今日は私自身の話なんだ

私： え！？A部長ご自身の？どういうお話でしょうか？

A部長： 実は私も歳なのでU社を退職する予定なんだ

私： ああ、なるほど。A部長ならどこの法律事務所でもパートナーや特許弁護士になれるでしょう

A部長： まあ、そうかもしれないが、実は、私は君がいる事務所へ行きたいんだ

私： え！本当ですか！それはもう大歓迎ですね！！

A部長が我が事務所に来ればU社の特許出願のかなりの数が内に来ることになるので事務所としては当然大歓迎するはずである。

私： でもA部長は内の事務所の所長と長年の親友でしょう。どうしてそんな大事なお話を私に話して、何故、所長に直接お話しないのですか？

A部長： 実は君のところの所長弁護士さんから5年位前にU社を辞めて事務所に来ないかと誘われた事があったんだが、その時は私はまだU社で部長を続けるつもりだったから断ったんだよ。だから今回君の事務所へ行く話はちょっと所長には話しづらいんだよ…

私はえっ！と思った。アメリカ人弁護士がそんな点で躊躇するなんて…。しかし、同時に自分の利益をごり押ししない人格者なんだな、こういう特許弁護士なら益々歓迎されるだろうと感じたものだった。

私は直ちに所長弁護士やパートナー達にA特許部長の意向を伝えると、全員が、オー、ワンダフル！と叫んであつという間にA部長の就職は決まった。そしてA特許部長は直ちにU社を退職して我が事務所に入り、U社の米国出願に加えて、日本出願を私と一緒に対処して行ったのだった。但し、以上の話は35年位前の事であり、その後事務所は分裂したりし、A特許部長にも何年も会っていないので、ネットで調べるとA特許部長は約10年前の2016年に他界されていた。ともあれ、U社の製鉄業はそれからも衰退の一途を辿り、日本とドイツの製鉄業だけでなく中国と韓国の製鉄業にも負け始めて、最近では世界の23位まで後退している（上位は中国企業）。U社の製鉄生産設備さえも最早世界一流ではないという話もある。

しかし、U社の米国市場での販売ネットワークは日本の製鉄会社にとっては魅力的である。そのためか日本のN社がU社を合併吸収して新技術をサポートする交渉が数年前から始まって契約が成立していた。ところが製鉄業という基幹産業が日本企業に買収される事は米国の安全保障に係わる問題でもあるので許可出来ないとバイデン前大統領が言い出し、そしてトランプ大統領もそれに追随しているのでこの合併問題はどうなるか全く分からなくなっている。

それにしても、「鉄は国家なり（Iron is the Nation）」と伊藤博文が言った百数十年前ならともかく、今の製鉄会社のU社の吸収合併が何故米国の安全保障に係わると言えるのであろうか。それはどうもU社の製鉄技術の一部には重要な軍事機密が係わる技術があるかららしい（ネット情報）。今日の軍事技術で最も重要なのは爆撃機であろうが、それを収容する航空母艦も同様に重要になる。航空母艦の甲板は爆撃機の滑走路になっているが爆撃機は凄まじいスピードで離発着するので甲板は非常に特殊な超堅牢の製鉄材で作られており、これは非常に重要な軍事機密の技術らしい。戦車に用いられる一部の製鉄材も同様であるという。米国はこのような軍事機密情報が米国に対峙する国へ流れることを絶対に阻止する対策を取っているとのことである。よって、U社が日本企業のN社に合併吸収される事を許可したくないというのが国家安全保障の1つの理由らしい。

ともあれトランプ大統領はN社がU社の株を保有する量が50%以下ならU社はコントロール力を持続するので良いとしているようであるが、N社がそれで納得するか分からない。

もし合併をしないとN社は違約金5億6,500ドル（約890億円）をU社に支払わなければならぬ契約になっているようなので、N社としてはせめて同社が合併を諦めて契約違反をしたのではない、米国の政策のために不可抗力であったのだ、というような形で治めなければならないだろう。そのためにN社とU社は現在共同訴訟で米国政府の介入は違法であると争っているようであるが、どのように決着するのかは全く不明である。トランプ大統領は関税戦略で米国に強い製鉄業や製造

業を復活させたいようであるが、そもそもこういう業種に優秀な人材が行かない米国の社会構造になっているので関税戦略で復活させる事が出来るかどうか非常に疑問である。

米国憲法の規定では国際経済の問題は議会(立法府)の権限の問題であり、大統領(行政府)の権限ではないと規定している。しかし、それでは大統領は国際経済の問題について何も出来ないので議会(立法府)は色々な連邦法を制定して限定的権限を大統領に与えてきている。その連邦法の1つは1977年の国際緊急経済権限法(IEEPA法)があり、大統領は国際経済問題が生じた場合に緊急措置を取ることが出来るようにしており、トランプ大統領は同法に基づき関税戦略を打ち出したようである。しかし、反対派は大統領が出来るのは緊急措置のみであり、関税のような恒久的措置は出来ず、憲法違反であると130件以上の訴訟が提起されているので、これらの訴訟の行方は注目される。

ともあれ、U社とN社の合併問題は米国の政治問題になっているので特許屋の私にとっては門外漢の問題ではあるが、U社の日本特許問題をその昔長年サポートして来た経験があった私にとっては、同社の問題は私の特許の仕事とは一切関係ないと軽々に言い切れない、人生の綾のような触れ合いを感じさせられるのである。(終)

米国日本通運株式会社は2022年1月より、
社名を**NXアメリカ株式会社**へ変更致しました。



帰国の際の引越はNXアメリカにお任せください

お問い合わせ、お申込みはNXアメリカワシントン営業所まで

TEL: (703)-661-8326 (日本語ダイヤル)

URL: <https://www.nipponexpress.com/moving/us/>

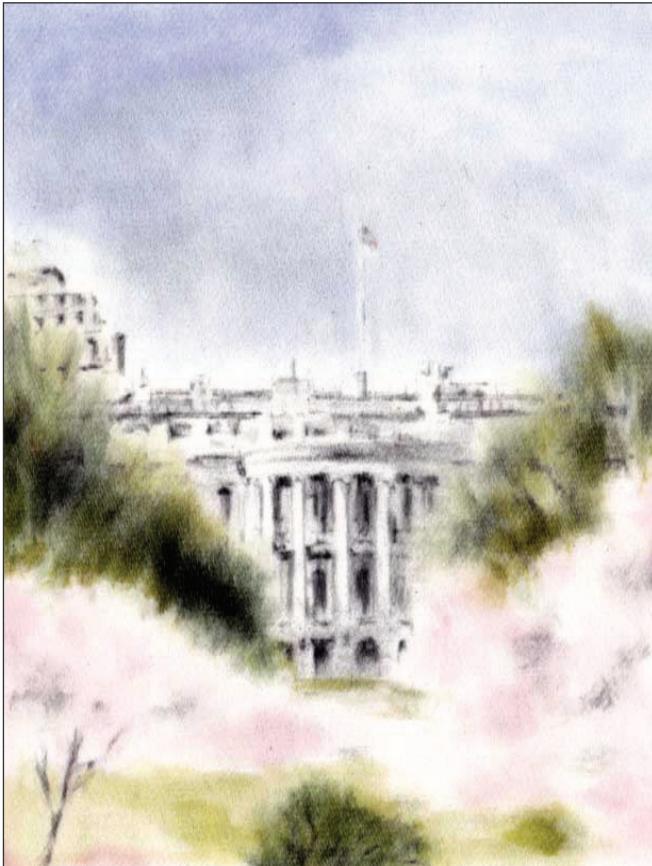


Illustration by Emi Kikuchi

今月の書籍紹介

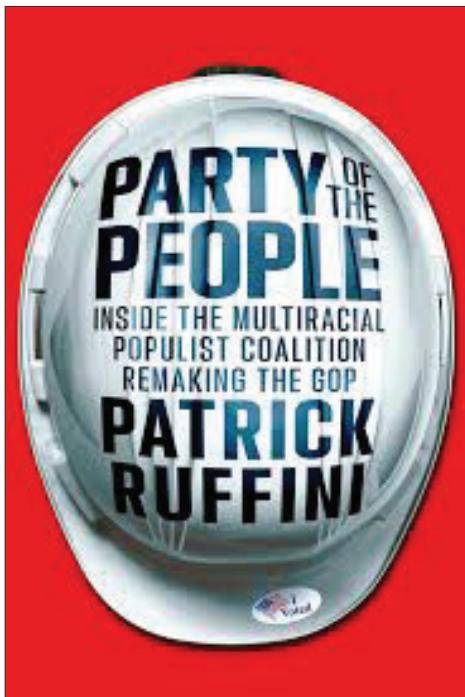
トランプの2024年大統領選勝利を予想

共和党はいかに変わってきたのか

「パーティー・オブ・ザ・ピープル」

アニー・ジェイコブセン

ポトマック・アソシエーツ 池原 麻里子



「パーティー・オブ・ザ・ピープル」

パトリック・ルッフィーニ

(サイモン&シュスター)

著者は共和党系世論調査専門家で、本書の副題は「共和党を作り変える多民族ポピュリスト連合の内幕」。1年前に出版されたものだが、内容はトランプの2024年大統領選勝利を予測している。

労働者階級の有権者の歴史的な再編が、トランプの2016年勝利を招いた。一方、かつては「人民の政党」の中心だった有色人種労働者という民主党中核グループのバイデンに対する支持は下がっていた。そして、実際に2024年大統領選でトランプはヒスパニックや黒人支持も増やし、ハリスの一般投票48.27%、選挙人投票の226票より多い、49.74%、312票を獲得し、ジョージ・W・ブッシュ以来、初めて一般投票でも勝った共和党大統領となった。

カルチャー上の再編成は続いている。2000年選挙以降、教育レベルによる支持政党の分裂はより顕著だ。以前はブルーカラーの政党だった民主党を支持するのは大卒で、一方、共和党支持者は高卒以下が多い。大卒は当然、所得も高く、両支持政党間の所得格差も顕著だ。

かつてはフランクリン・ルーズベルトとニューディールの政党だった民主党は、今や大卒の政党で、白人リベラルは有色人種より熱心に人種差別に反対するし、アイデンティティー・ポリティックスの巣窟だ。

これに対して共和党は、過去60年かけて南部の福音派、高卒以下の白人、そして色々な人種の労働者階級からの支持が増えている。

著者の分析によると、2016年や2020年の大統領選で有権者10人中7人が右傾化したグループに所属していた一方、10人中3人しか左傾化したグループに所属していなかった。このスーパーマジョリティーの右傾化グループは、労働者階級をルーツとし、中道か保守的な政策を支持し、信仰

が厚く、リベラルによるアイデンティティー・ポリティックスを拒否し、多人種のポピュリストのコアリションを形成している。2020年には、教育格差による両極化で、高卒以下の有権者の右傾化は、白人ばかりか、ヒスパニック、アジア系、そしてこれまで一番、民主党支持者が多かった黒人層でも起きている。

このトレンドが続けば、新しい政党制度の誕生を意味する。つまり貧しい、ブルーカラーが民主党を支持し、裕福なプロフェッショナル階級は共和党支持者という構図が崩れるのだ。非白人の民主党支持は弱まり、民主党は労働者とマイノリティーの擁護者とは主張できなくなる。

1968年、カソリック有権者の78%がジョン・F・ケネディーに投票したが、その後はずっと共和党支持者が増えている。これはWASPエリートが牛耳っていた経済活動に、カソリックも参加し、社会的にも政治的にも主流化し、WASPたちと同様の投票行動をするようになったためだ。同様のことが中南米やアジアからの移民についても起きている。1965年後に増えたヒスパニックやアジア系移民の次世代の所得は20%以上増え、よりインテグレートされたコミュニティーに住むようになった。社会進出に伴い、投票行動も変化しているのだ。

多様性は民主党に有利という通常概念を破り、著者はこれが長期的には共和党にとって有利だと分析し、多人種のポピュリスト政策が共和党の将来だと主張する。例えば、トランプ支持者にとって、移民をコントロールし、ワシントンの特別利益団体追放が最優先課題だった。

第一次政権ではポピュリスト統治アジェンダを徹底できなかつたが、第二次政権では推進できるかが課題だ。

(New Leader 2025年1月号より転載)

English Rescue by Jennifer: 「Language and Culture」

ジェニファー・スワンソン

Hot Topics – The Judicial Branch – 14th Amendment

With the change of administrations and flurry of executive orders, we are seeing federal court challenges at multiple levels. To make sense of this system, this year we will be focusing on the US Constitution, Constitutional Amendments and historical Supreme Court cases that have shaped the way laws are interpreted and how Americans expect our rights to be protected.

So far, we have provided an overview of The U.S. Constitution along with the 27 amendments. Explored the system of checks and balances, the seven articles that establish the government and introduced the concept of Judicial Review.

This month we will explore the 14th Amendment which was ratified in 1868 guarantees citizenship, due process, and equal protection under the law to all persons born or naturalized in the United States.

The 14th Amendment has five sections (or parts):

1. **Section 1** – Grants citizenship, due process, and equal protection.
2. **Section 2** – Addresses representation in Congress based on population.
3. **Section 3** – Bars former Confederates from holding public office.
4. **Section 4** – Declares that public debt of the U.S. is valid and Confederate debt is void.
5. **Section 5** – Gives Congress the power to enforce the amendment.

The **14th Amendment** to the United States Constitution, is one of the most important amendments in American history. It was adopted after the Civil War to ensure that formerly enslaved people were granted full citizenship and legal protection. The amendment contains several key clauses. The **Citizenship Clause** guarantees that anyone born or naturalized in the U.S. is a citizen, overturning the earlier Dred Scott decision that denied citizenship to African Americans. The **Due Process Clause** protects individuals from being deprived of life, liberty, or property without fair legal procedures. Perhaps most significantly, the **Equal Protection Clause** requires states to treat all individuals equally under the law. This clause has been the basis for many major Supreme Court rulings on civil rights, such as desegregation, gender equality, and same-sex marriage. Overall, the 14th Amendment has played a central role in expanding and protecting civil liberties in the United States.

There have been many recent cases at the Supreme Court level relating to the 14th Amendment.

Birthright Citizenship Challenges (2025)

President Trump has petitioned the Supreme Court to uphold an executive order that limits birthright citizenship to children born in the U.S. only if at least one parent is a citizen or lawful resident. Lower courts have blocked the order, citing the 14th Amendment's Citizenship Clause.



The Atlantic

Kilmar Armando Abrego Garcia (2025- ongoing)



The wrongful deportation of Kilmar Armando Abrego Garcia highlights a serious violation of the **Due Process Clause** of the 14th Amendment, as he was removed from the U.S. despite a legal order protecting him. The courts ruled that the government had an obligation to respect his legal rights and to correct the error by facilitating his return. This case underscores the importance of due process in immigration enforcement and the dangers of bypassing legal protections.

Newsweek

- <https://www.newsweek.com/trump-asks-supreme-court-halt-order-return-deported-maryland-man-2056408>
 - https://www.reuters.com/world/us/trump-asks-us-supreme-court-intervene-bid-curb-birthright-citizenship-2025-03-13/?utm_source=chatgpt.com
 - <https://www.theatlantic.com/ideas/archive/2025/01/trump-executive-order-citizenship/681404/>
 - <https://www.nytimes.com/live/2025/04/11/us/trump-news>
- ● ● ● ● ● ● ● ● ●



～Jennifer Swanson プロフィール～

日本にて7年在住中に、高校英語教師の経験を持ち、日本企業でも働いた経験を生かし、現在は米国大学講師、日米協会講師、在米日本人に英語レッスンの他、米国人に日本語も教える。日米でのさまざまな経験を基に、“頻出テーマで はじめてのTOEFLテスト 完全攻略”(高橋書店:Jennifer Swanson/四軒家 忍(著)を出版、多方面から楽しい英語レッスンを展開しています。

jenniferswanson.org

4月号 編集後記

2月初めからトランプ関税に日々振り回されている間に、気がついたら既に4月になり桜の季節もほぼ終わりに近づいています。先週末(12-13日)には桜祭りのストリートフェスティバルが行われました。桜の満開時期からは数週間遅れであったのは残念ですが、4月中旬にしては低い気温ではあったものの好天に恵まれ、大勢の人でストリートが賑わっていました。食文化を中心に日本への興味の高さを毎年改めて感じるイベントです。



新任の駐日大使としてジョージ・グラスさんが今週東京にご着任されます。お人柄の良さが滲み出て好感度の高い大使との印象を持ちました。日本企業とトランプ政権の間で上手く立ち回っていただき、日本企業の米国ビジネス及びそれによる米国への貢献が健全に維持されるようにご尽力をお願いするばかりです。

日本の新年度が始まりました。4月1日付で日本からワシントンDCにご着任された会員の方々も少なからずいらっしゃると思います。生活やお仕事の立ち上げが最優先だと思いますが、今後の商工会の活動にも積極的なご参加をお待ちしております。

岡崎・岡本

会報に関するお問い合わせにつきましては、[JCAW事務局](#)までご連絡ください。